

下関港新港地区公共残土処理場の設置について（処理単価の変更）

令和8年2月
下 関 市

建設発生土の取扱いについては、残土の発生抑制に努めることを基本方針とし、やむを得ず残土が発生する場合は、令和5年10月1日より原則として指定処分として処理することとしています。

現在、指定処分先として、下記の処理場を公共残土処理場として指定しておりますが、**令和8年4月1日**より、処理単価を**2,750円／m³**に変更いたしますのでお知らせします。

1 処理場の名称、場所、管理者

名 称：下関港新港地区公共残土処理場
場 所：下関市長州出島15番（位置図参照）
管理者：下関市港湾局

2 処理単価

¥2,750円／m³（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
※この処理単価には、捨土整正費用を含む。

3 受入条件

- (1)建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一で定める第一種建設発生土～第三種建設発生土とする。
- (2)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行例第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）第1条で定める基準を満足するもの。
- (3)建設発生土の設計数量が500m³以上である工事とする。

4 実施方法

- (1)利用者は、あらかじめ残土処分受入申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けること。
- (2)建設残土の搬入を開始するときは、事前に管理者又は管理業務の委託を受けたものに連絡すること。

5 その他

利用の際には管理者の指示に従い、周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう注意し、事故等の防止に努めること。

6 実施時期

令和8年4月1日以降から適用する。

※利用承諾を受けている場合は（経過措置）あり、要綱を参照のこと。